

平成 22 年 6 月 11 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、年賦課金等の改定等を行います。
概要は次のとおりです。

「年賦課金等の改定等について」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 22 年 7 月 9 日（金）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限
平成 22 年 7 月 9 日（金）
2. 提出方法
郵送、ファクシミリ
3. 宛 先
住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部
F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0
4. 意見等処理方法
平成 22 年 7 月 9 日（金）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

年賦課金等の改定等について

平成22年6月11日
証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<p>本所では、昭和59年に上場株式総数を基準とする年賦課金制度を採用しておりますが、昭和51年に制定した最低所用額6万円からの段階的な賦課金制度を基本的に踏襲しており、上場各社の費用負担を抑制する対応を図ってまいりました。しかしながら、こうした間に「市場集中義務の撤廃」「最良執行方針」など市場環境が激変し厳しさを増す一方で、より一層の自主規制機関としての体制整備や各種システム対応、地域の経済インフラとしての取組みなどが求められており、コスト負担の増嵩をみております。今後とも安定的な運営を行い時代に即応した体制構築を図るため、年賦課金の額を一律に60万円とするなど、所要の改正を行います。</p>	
II. 概要 1. 年賦課金の額の変更 2. 新規上場手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・年賦課金の額を年間60万円へ改めます。 ただし、単独上場会社が他の金融商品取引所（以下「他市場」という。）にも上場することとなった場合は、他市場への上場日の翌年から3分の1の額とします。 また、他市場と同時に新規上場する場合においても3分の1の額とします。 なお、この規則改正施行日前に他市場と重複して上場している会社及び他市場経由の新規上場申請者に係る年賦課金については、当分の間従前どおりとします。 ・新規上場申請者の申請した株券の上場がなされた場合、定率の上場手数料については上限を2,000万円とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 現行平成17年12月31日現在上場している上場会社は平成18年2月末に納入した年賦課金の2倍の額 2. 平成18年1月1日以後新規上場した上場会社の場合は、投資単位調整後上場株式数が1万単位以下の場合は6万円、1万単位を超え4万単位以下の場合は2千単位以下増すごとに4千円ずつ加算するなどによるものとしている。 ・従来は上限の設定を行ってなかった。 ・想定を超える極めて多額の手数料が発生する可能性があるため。

項 目	内 容	備 考
3. 追加上場等の場合の上場手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数を乗じて得た金額の万分の6とします。ただし、この規則改正施行日前に他市場と重複して上場している会社及び他市場経由の新規上場申請者については、当分の間従前どおりとします。 ・ 公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限額を新設し、6,000万円とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の上場手数料は万分の2としています。 ・ 従来は上限の設定を行ってなかった。 ・ 想定を超える極めて多額の手数料が発生する可能性があるため。
Ⅲ 実施時期（予定）	平成22年7月下旬を目途に実施します。	

以 上